

令和 6 年度 第 3 回
香取市国民健康保険運営協議会

議 案

日時：令和 7 年 2 月 6 日（木）13 時 30 分～
場所：香取市役所 4 階 庁議室

目 次

議案第 1 号

令和 7 年度香取市国民健康保険事業計画（案）について ····· 1

議案第 2 号

令和 7 年度香取市国民健康保険事業特別会計予算（案）について ····· 4

議案第 3 号

香取市国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問） ····· 6

報告第 1 号

低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充について ····· 7

令和 7 年度香取市国民健康保険事業計画（案）

1 重点事業・目標

国民健康保険制度は、持続可能な医療制度構築のため、平成 30 年度から都道府県が市町村とともに運営を担うという制度改革により財政の安定が図られた。

香取市では、75 歳到達による後期高齢者医療保険制度への移行者の増加が見込まれ、併せて社会保険の適用拡大により、被保険者数の減少は続いていくものと考えられる。しかしながら、1 人当たりの医療費は、医療の高度化や高齢化の進展等のため年々増加しており、1 人当たりの医療費の伸び幅を抑制する取組が必要となっている。

そのため、財政運営の安定化に向け、国民健康保険税の収納率向上に努め、第 3 期香取市国民健康保険データヘルス計画等に基づき、効果的な保健事業、健康診査及び保健指導の実施等による健康管理に対する意識の啓発を促し、医療費の適正化に取り組むことが重要となっている。

よって、次のとおり重点施策を定め、その推進に努める。

- (1) 資格適用適正化対策の推進
- (2) 保健事業の推進
- (3) 国民健康保険税の収納率向上対策の推進
- (4) 医療費適正化対策の推進

2 具体的な推進の内容

(1) 資格適用適正化対策の推進

- ①届出遅滞者に対し資格喪失の届出を促進
 - ・国民健康保険資格喪失の届出の必要性を周知し、遡及適用については、法定遡及を実施する。
 - ・国民年金得喪情報を活用し、届出が遅滞していると思われる者について、届出勧奨を行う。
 - ・所得零世帯、単身・擬制世帯に対し、扶養確認通知を発送し、適用適正化を図る。
 - ・マイナンバーカードの保険証利用化に伴うオンライン資格確認システムを活用した資格異動処理を行う。
- ②不現住者に対する対応
 - ・不現住被保険者の資格喪失処理について、税務課と共同で実態調査を実施し、職権消除等の処理により適正化を図る。

（2）保健事業の推進

①保健啓発

- ・健康づくりや疾病・重症化予防などのパンフレットの配布と広報等を利用し、健康意識の醸成を図る。

②第3期データヘルス計画等に基づく保健事業の実施

- ・40歳以上74歳以下の被保険者に対し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査を実施し、その健診結果に基づき特定保健指導を行い、生活習慣を改善し生活習慣病の予防に努める。
- ・特定健診未受診者に対し、AIによる対象者選定を行い健康意識等に合わせた受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。また、特定保健指導の実施時間等を見直し、保健指導を受けやすい環境にする。
- ・早期介入による生活習慣病予防対策として、20歳以上39歳以下の被保険者に対し、特定健診・特定保健指導を同様に実施し、体操教室の参加案内、受療勧奨などの重症化予防事業を行い、若年層から疾病の早期発見と重症化予防に努める。
- ・生活習慣病重症化予防対策として、特定健診等の結果から選定して、口腔健康教室や腎臓病予防教室等を実施する。

③短期人間ドック助成事業の実施

- ・被保険者の健康の保持増進を図るため、検査費用を助成する。

（3）国民健康保険税の収納率向上対策の推進

①徴収体制の強化

- ・収納率向上対策事業の充実・強化を促進するため、徴収部門と連携し、債権管理課で策定している中長期債権管理実施計画に基づき実施する。

②収納率の向上

- ・口座振替の原則化を視野に入れた、納期内納付の促進策について、具体的に議論を深める。
- ・キャッシュレス納付等、納税者の利便性を高めるため、多様化している納付方法を効果的に周知し、収納率の向上を図る。

③迅速・徹底した調査、滞納処分

- ・速やかな徹底した調査の実施、財産発見時には担税力に応じた滞納処分を実施する。

④検討会開催と積極的な滞納整理

- ・懸案事項の情報共有のため、定期的に検討会等を開催し、滞納整理を停滞させない。

⑤差押実施及び換価処分

- ・滞納処分のため必要な財産調査を実施し、発見後の速やかな差押え、換価処分を行い収納率の向上を図る。

(4) 医療費適正化対策の推進

① レセプト点検実施体制の強化

- ・ レセプト点検等実施計画に基づき、効果的な点検を実施する。
- ・ 第三者行為の疑いのあるレセプトを抽出、該当者を特定し求償事務の適正化に努める。
- ・ 長期、多受診者及び多剤服薬者のレセプトを抽出し、訪問指導業務実施要領に基づき適正受診への指導を実施する。

② 医療費通知

- ・ 医療費通知を年2回発送し、被保険者の健康に対する認識と国民健康保険制度の理解向上に努め、適正受診を促す。

③ ジェネリック医薬品使用促進

- ・ ジェネリック医薬品年間使用割合は、80.0%を目標とする。
- ・ 香取郡市医師会、香取郡市薬剤師会と連携を図り、ジェネリック医薬品差額通知を年2回発送し、使用を促進する。
- ・ 広報紙や啓発活動によりジェネリック医薬品情報について周知する。

議案第2号

令和7年度 香取市国民健康保険事業特別会計予算について

(歳入)

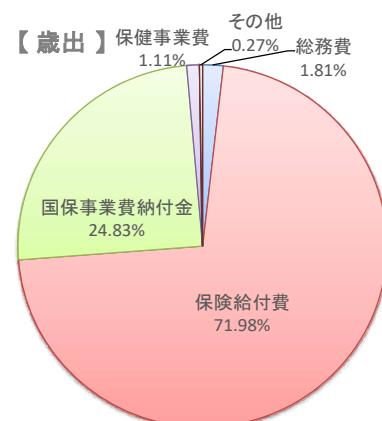
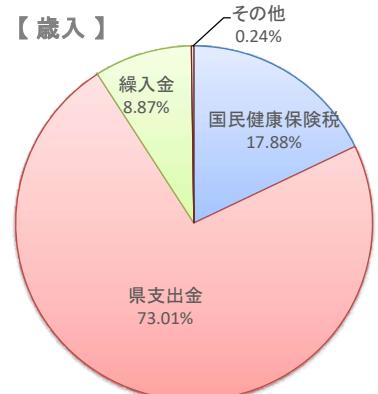
(単位：千円)

科 目	7年度 当初予算	比較増減	前年比	構成比	6年度 当初予算	説 明
1 国民健康保険税	1,678,044	222,071	15.3%	17.88%	1,455,973	国民健康保険税内訳 現年課税分 1,618,015 滞納繰越分 60,029
2 一部負担金	1	-	-	-	1	一部負担金繰替金収入
3 使用料及び手数料	5	△5	△50.0%	-	10	督促手数料 5
4 国庫支出金	2	1	100.0%	-	1	国庫支出金内訳 災害臨時特例補助金 1 社会保障・税番号制度システム整備補助金 1
5 県支出金	6,849,425	△56,612	△0.8%	73.01%	6,906,037	県支出金内訳 保険給付費等交付金（普通交付金） 6,727,396 保険給付費等交付金（特別交付金） 122,029
6 財産収入	56	18	47.4%	-	38	財政調整基金利子
7 繰入金	831,960	△306,472	△26.9%	8.87%	1,138,432	繰入金内訳 一般会計繰入金合計 569,063 保険基盤安定繰入金 378,264 未就学児均等割保険税繰入金 2,162 職員給与費等繰入金 144,337 産前産後保険税繰入金 398 出産育児一時金等繰入金 10,000 財政安定化支援事業繰入金 33,902 基金繰入金（財政調整基金繰入金） 262,897
8 繰越金	2	-	-	-	2	前年度繰越金
9 諸収入	22,505	△2,001	△8.2%	0.24%	24,506	税延滞金、第三者加害損害賠償納付金等
歳入合計	9,382,000	△143,000	△1.5%	100.00%	9,525,000	

(歳出)

(単位：千円)

科 目	7年度 当初予算	比較増減	前年比	構成比	6年度 当初予算	説 明
1 総務費	168,678	9,883	6.2%	1.81%	158,795	国民健康保険事業運営費
2 保険給付費	6,753,015	△54,673	△0.8%	71.98%	6,807,688	保険給付費内訳
						療養給付費、療養費、審査支払手数料 5,810,000
						高額療養費、高額介護合算療養費 917,900
						移送費 1
						出産育児諸費 15,007
						葬祭費 10,000
						傷病手当金 107
3 国民健康保険事業費納付金	2,329,808	△90,879	△3.8%	24.83%	2,420,687	国民健康保険事業費納付金内訳
						医療給付費分 1,584,433
						後期高齢者支援金等分 556,640
						介護納付金分 188,735
4 保健事業費	104,190	△4,288	△4.0%	1.11%	108,478	保健事業等への支出
						特定健康診査等事業費 76,989
						保健衛生普及費 27,201
5 基金積立金	56	18	47.4%	—	38	財政調整基金利子の積立金
6 公債費	200	—	—	—	200	一時借入金利子
7 諸支出金	16,202	△2,350	△12.7%	0.17%	18,552	保険税の還付金等
8 予備費	9,851	△711	△6.7%	0.10%	10,562	
歳出合計	9,382,000	△143,000	△1.5%	100.00%	9,525,000	



香取市国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問）

国民健康保険税の課税限度額を法定額どおり次のように改正する諮問がありました。つきましては、香取市国民健康保険運営協議会施行規則第5条に基づき、協議します。

1. 概要 国民健康保険税の課税限度額は、課税の最高限度額を地方税法及び政令で規定し、その範囲内で市町村の条例で規定することになっています。

※ 課税限度額については、地方税法の規定の趣旨を尊重し、法（政令）に定める額のとおり規定することが望ましいとされています。県の指導監査においても、法定額どおりにすべきとの指摘を受けています。

2. 経緯 令和7年度の課税限度額については、令和7年度税制改正大綱の閣議決定により、次のように引上げが決定されました。（法（政令）の改正は年度末の予定）

3. 法定課税限度額

	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額 (40~64歳を含む世帯)	計
現 行	65万円	24万円	17万円	106万円
改正案	66万円	26万円	17万円	109万円
増 減	1万円	2万円	0万円	3万円

4. 国の考え方 保険税負担の公平の確保の観点から、高所得者にも応分の負担を求めるのと同時に、今回の税制改正大綱では、低所得者の保険税軽減拡大と、被保険者間の保険税の公平及び中低所得者層の保険税負担の見直しを併せて行っています。

5. 影響等

（1）限度額を引き上げることによって影響を受ける世帯数

- ・医療分：147世帯（全世帯数の2.66%）
- ・後期分：142世帯（全世帯数の2.57%）
- ・介護分：変更なし

（2）令和7年度改正法定額に達する世帯

- ・医療分：142世帯（全世帯数の2.57%）
- ・後期分：109世帯（全世帯数の1.97%）
- ・介護分：変更なし

（3）税額の增收見込み額

- ・医療分：約139万円
- ・後期分：約238万円
- ・介護分：0円

報告第1号

低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充について

低所得者に係る国民健康保険税軽減について次のように拡充し、負担の軽減を図るもの

です。

1. 概要 低所得者の負担を軽減するため、国民健康保険税の応益分について、2割軽減

及び5割軽減の軽減判定所得の基準を見直し、対象者を拡大するものです。

2. 経緯 令和7年度税制改正大綱の閣議決定により、次のように決定されました。

(政令の改正は年度末の予定)

3. 具体的内容

(1) 2割軽減の拡大 軽減対象となる所得基準額を引き上げる

現 行 $43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
+ (54万5千円 × 被保険者数)

改正後 $43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
+ (56万円 × 被保険者数)

(2) 5割軽減の拡大 軽減対象となる所得基準額を引き上げる

現 行 $43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
+ (29万5千円 × 被保険者数)

改正後 $43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
+ (30万5千円 × 被保険者数)

4. 見直しによる影響等

・対象世帯の増 109世帯 (198人) ・軽減額の増 約280万円

(財源は保険基盤安定制度により 3/4 が公費で賄われ、1/4 が市負担)